

飛騨地域鳥獣被害現地対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飛騨地域（高山市・飛騨市・白川村を管内とする地域）における野生鳥獣による人身被害の防止や農林水産業被害の軽減等を図るため、岐阜県鳥獣被害対策本部との密接な連携と、組織を挙げて全庁的な総合対策を実施する「飛騨地域鳥獣被害現地対策本部」（以下「現地対策本部」という。）の設置及び円滑な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 現地対策本部は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議し、必要な対策を実施するものとする。

- (1) 情報の収集、提供に関すること。
- (2) 被害防止対策の推進に関すること。
- (3) 捕獲対策の推進に関すること。
- (4) その他現地対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

(現地対策本部)

第3条 現地対策本部は、本部長、副本部長及び別表1に掲げる職にあるもの(以下「本部員」という。)をもって構成する。

- 2 本部長は飛騨農林事務所長を、副本部長は飛騨農林事務所副所長をもって充てる。
- 3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故ある時はその職務を代理する。

(鳥獣被害対策チーム)

第4条 現地対策本部に鳥獣被害対策チームを設置する。

- 2 鳥獣被害対策チームは現地対策本部の協議事項に関し、専門的な検討と必要な対策を実施する。
- 3 鳥獣被害対策チームは、チーム長及び別表2に掲げる担当のうち各所属長から推薦のあったもの(以下「チーム員」という。)をもって組織する。
- 4 チーム長は飛騨農林事務所農業振興課長をもって充てる。

(会議の招集等)

第5条 現地対策本部の会議は本部長が招集し、これを主宰する。また、会議には、必要に応じて本部員以外の者の出席を求めることができる。

- 2 鳥獣被害対策チームはチーム長が招集し、これを主宰する。また、会議には、必要に応じてチーム員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 現地対策本部の事務局は、飛騨農林事務所に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、飛騨農林事務所長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成23年2月3日から施行する。
この要綱は、平成24年4月19日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年10月25日から施行する。